



# 核物質管理センター ニュース

NUCLEAR MATERIAL CONTROL CENTER NEWS

## 国際原子力機関（IAEA）の3月理事会に対する IAEA事務局長冒頭声明について

核物質管理センター 企画室

2018年3月5日から9日まで開催されたIAEA理事会における事務局長による冒頭声明について、保障措置に関する部分を中心に紹介します。

原文はIAEAのウェブサイトから入手できます。

### 1. IAEA加盟国

セントビンセント及びグレナディーン諸島がIAEA加盟国となった。これによって加盟国数は169ヶ国となった。

### 2. 保障措置の実施

#### 2.1 保障措置協定及び追加議定書の締結状況

保障措置協定を締結状況は次のとおりである。

- ・保障措置協定発効国 182ヶ国

- ・追加議定書発効国 132ヶ国

今次の理事会では、パレスチナ国家の保障措置協定案<sup>1</sup>が席上配付された。この協定は少量議定書を伴うものであった。

また、前回の理事会以降、アルジェリアが追加議定書に署名した<sup>2</sup>。

協定の締結に関し、事務局長は次のように要請した。

- ・NPT加盟国で包括的保障措置協定を締結していない国<sup>3</sup>は、遅滞なく締結すること。

<sup>1</sup> 協定案の脚注に記述されているとおり、「用いられている記述は、国・地域若しくはその、又は国・地域の境界に関するいかなる意見をも示すものではない。」

<sup>2</sup> IAEAがウェブサイトに掲載している最新の保障措置協定関連のリストは2017年12月4日付けのものであるが、アルジェリアの署名に関する記録は確認できない。

<sup>3</sup> <https://www.iaea.org/topics/additional-protocol/status>  
2017年のIAEA総会に提出された報告書『国際原子力機関（IAEA）の保障措置の実効性強化及び効率化改善』（GC（61）/16）ではこれに該当する国は12ヶ国であった。その内訳は、ベナン、カーボヴェルデ、赤道ギニア、エリトリア、ギニア、ギニアビサウ、リベリア、ミクロネシア、パレスチナ、サントメ・プリンシペ、ソマリア、東ティモール。このうち、パレスチナが今回の理事会に保障措置協定（案）を提出した。

### 目次

●国際原子力機関（IAEA）の3月理事会に対するIAEA事務局長冒頭声明について	1
●米国による保障措置の取組み—原子力政策と国内計量管理制度—	4
●国際原子力機関（IAEA）保障措置局の『R&D計画』の概要	10
●第10回包括的核実験禁止条約（CTBT）発効促進会議について（概要）	14
●動静	16
●News Memo	16

# 動 静\*

- 2018.3.5～9 IAEA理事会(オーストリア、ウィーン)
- 2018.4.23～ 2020年NPT運用検討会議第2回準備委員会(スイス、ジュネーブ)
- 2018.6.4～8 IAEA理事会(オーストリア、ウィーン)
- 2018.7.2～4 CTBT準備委員会第50会期(オーストリア、ウィーン)

- 2018.9.10～14 IAEA理事会(オーストリア、ウィーン)
- 2018.9.17～21 第62回IAEA総会(オーストリア、ウィーン)
- 2018.9.24 IAEA理事会(オーストリア、ウィーン)
- 2018.11.5～7 CTBT準備委員会第51会期(オーストリア、ウィーン)
- 2018.11.5～9 IAEA国際保障措置シンポジウム(オーストリア、ウィーン)
- 2018.11.19～23 IAEA理事会(オーストリア、ウィーン)

\*ここに掲載している会合等は必ずしも全てが公開参加型とは限らないことをお断りします。また、2ヶ月先までのスケジュールについて網カケ表示しています。

## News Memo

### 1. 国際プルトニウム指針に基づく2016年末保有量等の公表に関する英国からの報告について

本誌では先月号に「国際プルトニウム指針に基づく2016年末保有量等の公表について」と題する記事を掲載したが、文中にも示したとおり、英国に関する値はIAEAからの公表値ではなく、英国の原子力規制庁からの公表値を用いていた。

このほどIAEAのウェブサイトにて2018年2月5日付けの英国に関する文書(INFCIRC/549/Add.8/20)が掲載されたので、その旨を紹介する。なお、掲載された値は、本誌に掲載した値と同じである。

ラムサール条約湿地位置図



日本のラムサール条約登録湿地 (環境省ウェブサイトより)

## NMCCのページ

当センターでは毎年度保障措置セミナーを開催しておりますが、このたび、平成30年度の保障措置セミナー開催のご案内をウェブサイトに掲載しました。是非ともアクセスいただき、ご参加下さいますようお願いいたします。



六ヶ所村近隣の「水辺の風景」というと、東に広がる太平洋、南には三沢市と東北町との境界に位置する小川原湖(青森県最大の湖)、そして村内に点在する湖沼(尾駈(おぶち)沼、鷹架(たかほこ)沼、市柳(いちやなぎ)沼、田面木(たもぎ)沼、内沼等)が思い浮かびます。地元では鮭、ヒラメ、カレイ、うに、シジミ、しらうお、わかさぎなどが漁獲されます。

このように海の幸に恵まれているのも、豊かな自然、安全な海や河川等と無縁ではないでしょう。六ヶ所村の場合、三沢市との境界を流れる高瀬川の南岸(三沢市側)に、ラムサール条約に登録されている湿地・仏沼(地図参照)があることも忘れてはならないと思います。

1971年2月2日にイランのラムサールで採択されたこの条約は、①保全と再生、②ワイズユース(賢明な利用の促進)、③交流と学習を三本柱とし、特にワイズユースに関しては、人間にとって様々な価値(経済、文化、科

学及びレクリエーション上の価値)を持った資源である湿地を将来にわたり持続させることが必要と確認しています。

仏沼では、世界レッドデータブック(RDB)に掲載されているオオセッカやコジュリンの繁殖が確認され、シマクイナの生息が確認されています。他にも環境省RDB掲載種のチュウヒやカムリカイツブリが繁殖しています。なかでもオオセッカは、世界で中国の一部と日本にしか分布しておらず、そのうち仏沼は1,000羽程度が生息するオオセッカ世界最大の繁殖地といわれているそうです。

湿地は観光地としての華やかさを備えた場所ではないかもしれませんが、そこに生息する動植物の豊かさがひいては私たち人間の暮らしに豊かさをもたらす貴重な資源のひとつであることを改めて思い出させてくれます。(企)

### 参照情報

一環境省ウェブサイト(オオセッカの写真(安藤一次氏撮影)を含む)



オオセッカ